「保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント」訂正のお知らせ

ご購入いただきました『保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント』(2018 年 6 月発行 第1刷, 第2刷, 第3刷)におきまして, 以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

2019年5月24日

_	正誤表						
頁			誤	正			
	168頁	A内 2行目	(650点, 320点, <mark>250点</mark> のいずれか)を算定します。	(650点, 320点, <mark>290点</mark> のいずれか)を算定します。			

『保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント』正誤表

ご購入いただきました「保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント」(2018年6月発刊 第1刷)におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

2018年7月30日

該当頁	訂正箇所	誤	正
19 頁	5~6 行目 (Q15)	<u>基準調剤加算</u> の	地域支援体制加算の
235 頁	表 左側中段 (Q218)	…特定入院基本料を…	…特定入院基本料 <mark>等</mark> を …
235 頁	3~4 行目(Q218)	「特定入院基本料」を	「特定入院基本料」 <mark>等</mark> を
268 頁	Q13 Ø A	地域支援体制加算は算定できない。薬剤服用歴管理指導料については、注1のただし書きに該当する保険薬局として取り扱うので53点を算定する。	算定できる(ただし、 調剤基本料1以外は実 績要件あり)。薬剤服用 歴管理指導料について は、調剤基本料1は41 点または53点、それ以 外は53点を算定する。

株式会社じほう